

議案第76号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例(概要)

1 条例改正の趣旨

水道料金について、上下水道事業審議会の答申を受け、令和6年4月1日から、平均改定率19%の値上げを実施しようとするものである。ただし、現下の急激な物価高騰による社会経済情勢の変化を踏まえて水道料金改定による水道使用者の急激な負担の増加を緩和するために、令和6年4月1日から1年間は基本料金及び従量料金の改定額を半額(四捨五入)とする経過措置を設ける。

2 上下水道事業審議会の答申の概要

宝塚市の水道事業は、宝塚市水道事業経営戦略に記載した費用削減策の実行に努めているにもかかわらず、厳しい経営状況にあり、将来的にその状況は悪化する見込みとなっている。その原因は、給水原価と供給単価のアンバランスが根底にあり、早急に改善する必要があるが、施設のダウンサイジングや更なる経費削減努力だけではその実現は難しい。水道事業は独立採算による経営が求められており、その根幹となるのは適正な水道料金であるため、料金改定を行うべきである。

3 平均改定率の算定根拠

次のとおり総括原価方式により算定した。

- (1) 水道事業の3年間の料金収入の見込み 9,939,728 千円
- (2) 水道事業の3年間の総費用の見込み 11,877,014 千円
- (3) 改定率  $(2) \div (1) = 119.49\% \rightarrow 19\%$

#### 4 条例改正の内容

水道料金の算定については宝塚市水道事業給水条例(以下「条例」という。)別表に定める基本料金及び従量料金の合計額に消費税法等に定める税率に1を加えた率を乗じて得た額としており、条例本則別表の基本料金及び従量料金をそれぞれ改正する。ただし、改定日は答申に基づき令和6年4月1日とするが、1年間は改定額を半額とする措置規定(附則別表)を設ける。

(本則別表改正内容)

・改定分(令和7年4月1日以降使用分)

基本料金(円):2箇月分

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
現行	1,600	2,000	2,600	8,000	16,000	32,000	40,000	80,000	120,000
改定額	200	300	1,040	3,200	6,400	12,800	16,000	32,000	48,000
改定後 (1箇月分)	1,800 (900)	2,300 (1,150)	3,640 (1,820)	11,200 (5,600)	22,400 (11,200)	44,800 (22,400)	56,000 (28,000)	112,000 (56,000)	168,000 (84,000)

従量料金(円/㎡):2箇月分

水量区分 (1箇月分)		口径 20mm 以下			口径 25mm 以上		
		現行	改定額	改定後	現行	改定額	改定後
第1段	20㎡以下(10㎡以下)	20	2	22	120	40	160
第2段	20㎡超~40㎡(10㎡超~20㎡)	120	30	150	120	40	160
第3段	40㎡超~60㎡(20㎡超~30㎡)	150	35	185	150	40	190
第4段	60㎡超~80㎡(30㎡超~40㎡)	200	40	240	200	40	240
第5段	80㎡超~100㎡(40㎡超~50㎡)	220	40	260	220	40	260
第6段	100㎡超~600㎡(50㎡超~300㎡)	240	40	280	240	40	280
第7段	600㎡超~(300㎡超~)	260	40	300	260	40	300

#### 【計算例】

改定分で口径20mm・60㎡(一般世帯約3~4人)使用した場合の計算例

現行: 基本料金 2,000 円

従量料金(20㎡×20円)+(20㎡×120円)+(20㎡×150円) = 5,800 円

合計 7,800 円 + 消費税(10%)

改正後: 基本料金 2,300 円

従量料金(20㎡×22円)+(20㎡×150円)+(20㎡×185円) = 7,140 円

合計 9,440 円 + 消費税(10%)

改定金額 = 1,640 円 + 消費税(10%)

(附則別表内容)

・緩和措置分(令和6年4月1日~令和7年3月31日使用分)

基本料金(円):2箇月分

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
現行	1,600	2,000	2,600	8,000	16,000	32,000	40,000	80,000	120,000
改定額	100	150	520	1,600	3,200	6,400	8,000	16,000	24,000
改定後 (1箇月分)	1,700 (850)	2,150 (1,075)	3,120 (1,560)	9,600 (4,800)	19,200 (9,600)	38,400 (19,200)	48,000 (24,000)	96,000 (48,000)	144,000 (72,000)

従量料金(円/㎡):2箇月分

水量区分 (1箇月分)		口径 20mm 以下			口径 25mm 以上		
		現行	改定額	改定後	現行	改定額	改定後
第1段	20㎡以下(10㎡以下)	20	1	21	120	20	140
第2段	20㎡超~40㎡(10㎡超~20㎡)	120	15	135	120	20	140
第3段	40㎡超~60㎡(20㎡超~30㎡)	150	18	168	150	20	170
第4段	60㎡超~80㎡(30㎡超~40㎡)	200	20	220	200	20	220
第5段	80㎡超~100㎡(40㎡超~50㎡)	220	20	240	220	20	240
第6段	100㎡超~600㎡(50㎡超~300㎡)	240	20	260	240	20	260
第7段	600㎡超~(300㎡超~)	260	20	280	260	20	280

【計算例】

緩和措置分で口径20mm・60㎡(一般世帯約3~4人)使用した場合の計算例

現行: 基本料金 2,000 円

従量料金(20㎡×20円)+(20㎡×120円)+(20㎡×150円) = 5,800 円

合計 7,800 円 + 消費税(10%)

改正後: 基本料金 2,150 円

従量料金(20㎡×21円)+(20㎡×135円)+(20㎡×168円) = 6,480 円

合計 8,630 円 + 消費税(10%)

改定金額 = 830 円 + 消費税(10%)

それぞれの改定日をまたぐ令和6年度第1期分及び令和7年度第1期分は、改定日前までの使用分は旧料金、改定日以降の使用分は新料金で使用日数に応じて日割計算する。

【計算式】

ア：各年3月31日までの料金=旧料金×旧料金適用日数÷使用日数

イ：各年4月1日以降の料金=新料金×新料金適用日数÷使用日数

支払額=(ア+イ)+消費税(10%)

【計算例】

一般用でメーターの口径が20mm・使用期間：令和6年3月1日～4月30日・使用水量60m<sup>3</sup>の場合の計算例

令和6年3月1日～3月31日：7,800円×31日÷61日=3,963円

令和6年4月1日～4月30日：8,630円×30日÷61日=4,244円

合計=8,207円 + 消費税(10%)

5 施行期日

令和6年4月1日使用水量分より適用するため、令和6年4月1日施行とする。